

松水営第 464 号  
令和 4 年 1 月 31 日

各課長 様

営業管財課長 須山 茂隆

令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る  
主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて（一部改正）

このことについて、令和 3 年 12 月 1 日付松水営第 386 号により通知しておりますが、下記のとおり取り扱いを一部改正しましたので通知します。

記

1. 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて一部改正

別紙 2 「現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて」及び  
「現場代理人の兼務に関する特記仕様書（令和 3 年度発生豪雨等災害等特例適用）」  
のとおり。

[変更概要]

令和 3 年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事が含まれる場合には、契約金額が 3,500 万円以上の工事でも 2 件まで兼務を認めるものとする。

2. 適用対象

令和 4 年 2 月 9 日以降に松江市上下水道局が入札公告及び指名通知する工事から適用。  
なお、適用日以前に松江市上下水道局が発注した工事については、発注者の判断とする。  
（建築関係工事は適用の対象外）

※本取扱いを廃止（もしくは変更等）する際は、別途通知する。